

恵庭市告示第 25 号

恵庭市地域計画を策定するので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条7項の規定により公告し、地域計画策定案を次により縦覧に供する。

地域計画の策定案に係る農用地を所有する農業者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該計画の案について縦覧期間満了の令和7年3月28日までに意見書を提出することができる。

令和7年3月14日

恵庭市長 原 田



1. 地域計画の策定案の縦覧期間

自 令和7年3月14日

至 令和7年3月28日

2. 地域計画の策定案とその変更理由書の縦覧場所

恵庭市京町1番地 恵庭市役所経済部農政課

恵庭市ホームページ

3. 地域計画の策定案に対する意見書

(1)提出先 恵庭市京町1番地 恵庭市役所経済部農政課

(2)提出方法 書面による

(3)提出期限 令和7年3月28日

(4)処理結果 提出された意見書について、その要旨及び処理結果を、地域計画を策定した旨の公告と併せて公告する